



生命保険金の特別受益性と「相続させる」旨の遺言

専修大学法学部教授 遠山 聡

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

東京高裁令和 5 年 2 月 2 日判決 2023WLJPCA02026008

第一審：東京地裁令和 4 年 8 月 1 日判決 2022WLJCPA08018002

上告審：最高裁令和 5 年 7 月 21 日決定 2023WLJCPA07216008

1. 本件の争点

本件は、被相続人が生前、簡易生命保険法（平成 17 年法律第 102 号による廃止前のもの）の規定による簡易生命保険契約および医療保険契約の 2 件の生命保険契約を締結していたところ、被相続人の死後、相続人間で保険金の帰属について争いが生じ、①保険金受取人である相続人が受領した死亡保険金等が特別受益として持戻しの対象となるか（本訴請求）、②保険金を「相続させる」旨の自筆証書遺言を保険金受取人の変更と解釈すべきか（反訴請求）が争点となった事案である。本判決は、争点①については、平成 16 年の最高裁決定を引用し、死亡保険金請求権は保険金受取人が固有の権利として取得するものであって、死亡保険金は保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、相続財産に属するものではないとして特別受益による持戻しは認められないと判示した。また、争点②については、平成 20 年改正前商法の下でも、遺言によって保険金受取人の変更が認められることを前提として、保険金を「相続させる」旨の遺言は保険金受取人変更の意思表示として認められるとして、保険金請求権は変更後の保険金受取人に帰属すると判示した。

本判決は、いずれの争点についても、従来の判例および下級審裁判例の一般的な立場を踏襲する一事例としての意義がある。検討すべき問題として、争点①については、2 つの若干性質の異なる保険契約（貯蓄性商品か保障性商品か）に区別せずに判示している点、ならびに平成 16 年の最高裁決定が示した、民法 903 条を類推適用して特別受益の持戻しを認めるべき特段の事情の有無に言及していない点、争点②については、遺言の解釈としてどの程度柔軟に保険金受取人変更の意思表示として認めるべきかという点がある。

2. 事実の概要

X（本訴原告・反诉被告、控訴人、上告人）は、被相続人である訴外亡 A（昭和 8 年生）の長女であり、Y（本诉被告・反訴原告、被控訴人、被上告人）は、亡 A の長男である。

亡 A は、平成 8 年 12 月 9 日頃、契約者及び被保険者を亡 A、死亡保険金額を 700 万円、その受取人を被相続人の配偶者である B とする簡易生命保険（以下「本件簡易生命保険」という）に係る契約を締結した。B は平成 15 年 6 月 1 日に死亡し、本件簡易生命保険の死亡保険金受取人は、同年 7 月 2 日に Y に変更された。

また、亡 A は、平成 16 年 4 月 1 日、訴外 C 社との間で、契約者及び被保険者を亡 A、病気又は災害による死亡保険金額を 50 万円、その受取人を X とする無事故給付金付医療保険（以下「本件 C 社保険」という）に係る契約を締結した。

亡 A は、平成 18 年 11 月 10 日付けで、自筆証書遺言（以下「本件遺言」という）を作成した。本件遺言には次の記載がある。

遺言者 A は、この遺言書により次の通り遺言する。

一 X には次の物件を相続させる。

(1) (略)

二 Y には次の物件を相続させる。

(1) ～ (9) (略)

(10) 簡保及び C 社の保険金 (A の葬儀一式をとり行なう)

(11) (略)

亡 A は、平成 20 年 11 月 8 日（推定）に死亡した。X は、平成 21 年 1 月 23 日、本件 C 社保険の死亡保険金 50 万円及び保険料返金 8810 円の合計 50 万 8810 円の支払を受けた。また、Y は、平成 21 年 3 月 10 日、本件簡易生命保険の死亡保険金 700 万円並びに未払利益配当金等 3 万 5053 円及び前納保険料等払戻金 7 万 9129 円の合計 711 万 4182 円（以下「死亡保険金等」という）の支払を受けた。

X 及び Y は、Y が X に対して提起した A の遺産に関する訴訟（以下「前件訴訟」という）の第 11 回弁論準備手続（令和 3 年 9 月 28 日）において、A の遺産の確認等に関する和解をした（以下「前件和解」という）。前件和解の和解条項中、本件簡易生命保険および本件 C 社保険については、次のとおり定められた。

5 (1) Y と X は、5 (2) 記載の保険金を除くほか、本件遺言に記載の財産は、本件遺言により Y と X がそれぞれ単独所有するに至ったこと、本件遺言により Y が単独所有するに至った財産は Y の特別受益にあたること、本件遺言により X が単独所有するに至った財産は X の特別受益にあたることを確認する。

(2) 本件遺言の二の (10) に記載の保険金につき、「簡保」は Y が、「C 社」は X が、相続開始後にそれぞれ取得済みであること、Y 及び X による「簡保」及び「C 社」の保険金の取得が特別受益に該当するか否かについては当事者間に争いがあることを確認する。

本件本訴は、X が、本件簡易生命保険の死亡保険金 700 万円のうち 695 万 871 円までが A が生前に自ら払い込んだ保険料を積み立てたものに相当し、本件簡易生命保険に加入する第一の目的が、保険料の積立によって亡 A の老後資金を形成することにあり、本件簡易生命保険では、満期

後は生存保険金として契約者である亡 A が最大 560 万円を受け取ることができ、その場合の死亡保険金は 700 万円から生存保険金を控除した残額となるという仕組みであることからしても、上記の 695 万 871 円は実質的には定期預金の積立金と同じであるから、Y が支払を受けた簡易生命保険に係る死亡保険金のうち 695 万 871 円、未払利益配当金等 3 万 5053 円及び前納保険料等払戻金 7 万 9129 円（合計 706 万 5053 円）は、亡 A の相続財産であり、亡 A の遺言により Y に承継されたものであって、特別受益に該当するため持戻しの対象とすべきであるのに、前件和解においては持戻しが行われず、これにより、Y は、法律上の原因なく、上記 706 万 5053 円のうち Y の法定相続分である 2 分の 1 を超える部分である 353 万 2526 円を利得したと主張して、不当利得返還請求権に基づき同額の支払、ならびにこれに対する訴状送達の日（令和 3 年 11 月 21 日）からの遅延損害金の支払を求める事案である。Y は、本件簡易生命保険の死亡保険金等は Y の固有財産であって相続財産とならないし、これが特別受益に準じて持戻しの対象となることもない旨主張した。

他方で、本件反訴は、Y が、本件 C 社保険の死亡保険金受取人は、亡 A の遺言による意思表示により Y に変更されているから、同保険金 50 万円は Y の固有財産であるところ、X は、法律上の原因がないのに B 社の保険に係る死亡保険金の支払を受けて 50 万円を利得したと主張して、不当利得返還請求権に基づき同額の支払と、これに対する反訴状送達の日（令和 4 年 5 月 13 日）からの遅延損害金の支払を求める事案である。X は、本件 C 社保険の死亡保険金請求権は X 固有の財産であるのに対し、本件遺言の二の（10）はいわゆる相続させる旨の遺言であり、遺産分割方法の指定に当たるから、本件遺言が、相続財産ではない本件 C 社保険の死亡保険金請求権に何らの影響を及ぼすことも考えられず、本件 C 社保険に係る契約の内容を変更する効果を有するものでもない旨主張した。

3. 判旨 控訴棄却（上告棄却、上告不受理）

（1）本訴請求について

「死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自らの固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産に属するものではない（最高裁平成 16 年 10 月 29 日第二小法廷決定・民集 58 巻 7 号 1979 頁）。したがって、X の主張は、その前提を欠き失当といわざるを得ない。」

「なお、X は、未払利益配当金等 3 万 5053 円及び前納保険料等払戻金 7 万 9129 円も亡 A の相続財産であると主張するが、未払利益配当金は、被保険者が死亡して死亡保険金を支払う場合には、死亡保険金受取人に支払うこととされており（終身保険簡易生命保険約款 51 条及び 52 条）、また、前納保険料払戻金も、保険金と同時に支払う場合には、保険金受取人に支払うこととされているのであるから（同約款 13 条、14 条 3 項）、本件においてはいずれも保険金受取人である Y が固有の権利としてこれらを取得することとなる。」

（2）反訴請求について

「保険法は、施行日（平成 22 年 4 月 1 日）以後に締結された保険契約について適用されるところ（附則 2 条）、本件簡易生命保険及び本件 C 社保険に係る契約はいずれも施行日より前に締結されたものであるから、これらの契約には平成 20 年法律第 57 号による改正前の商法（第 2 編第 10 章第 2 節）が適用されるところ、改正前の商法には明文の規定はないものの、同法の下におい

ても、保険契約における保険金受取人の変更は、相手方を要しない保険契約者の一方的意思表示によってすることができ、その意思表示は遺言によってすることができると解される（なお、保険法 44 条 1 項は生命保険契約について、同法 73 条 1 項は傷害疾病定額保険契約について、いずれも遺言による保険金受取人の変更を認めている。）。……本件遺言は、『Y には次の物件を相続させる』とし、不動産や預金債権等を列記した上で、『簡保及び C 社の保険金』を挙げるものである。」

「本件遺言中の『C 社の保険金』は、本件 C 社保険に係る死亡保険金を指すものと認められる。そして、本件遺言は、その文言上、保険金受取人の変更を直接指示するものではなく、また、『相続させる』との文言を用いるものではあるが、これらのことを踏まえてみても、本件遺言から、亡 A が、本件 C 社保険の死亡保険金を Y に取得させる意思であったことを十分に読み取ることができ、かつ、保険契約者の地位を承継させる趣旨であるなどの他の解釈を容れる余地は認め難い。なお、X は、遺言による保険金受取人の変更は、変更に係る保険契約を特定し、誰から誰に受取人を変更するか明記して行わなければならない、『相続させる』とするのみで上記形式をとっていない本件遺言では保険金受取人の変更の効力は発生せず、仮に本件遺言を保険金受取人の変更の意思表示と解するには、そのように解すべき『やむにやまれぬ余程の理由』が必要というべきところ、本件においてそのような事情はないと主張するが、独自の主張であって失当である。

そうすると、本件遺言をもって、亡 A が保険金受取人を Y に変更する旨の意思表示をしたものと認めるのが相当であるから、本件 C 社保険の死亡保険金請求権は、変更された保険金受取人である Y が、固有の権利として取得したものといえる。なお、『相続させる』旨の遺言が一般に遺産分割方法の指定であると解されることが、当該遺言が保険金受取人の変更の意思表示に当たると解することを直ちに妨げるものとは考えられない。

そして、……X は、本件 C 社保険の死亡保険金 50 万円の支払を受けているが、上記のとおり、法律上の原因に基づかない利得であり、Y はその固有の権利に基づく支払を受けることができず、同額の損失を受けているといえる。

したがって、X は、Y に対し、不当利得返還請求権に基づき 50 万円を支払う義務を負い、また、Y は、反訴状の送達による請求の日の翌日から、これに対する民法所定の年 3% の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。」

4. 評釈（本判決の理由付けに若干の疑問がある。）

(1) 保険金請求権の固有権性と特別受益の持戻し（本訴請求）

X は、本訴請求において、Y が受領した保険金が特別受益に当たるとして持戻しを主張したが、原判決および本判決ともに X の主張を否定している。その妥当性について、従来の判例および学説を踏まえて検討を加える。

いわゆる第三者のためにする生命保険契約については、保険金受取人は、自己固有の権利として原始的に保険金請求権を取得し、相続により承継取得されるものではないというのが通説¹⁾で

1) 大森忠夫・保険法〔補訂版〕275 頁（1957 年・有斐閣）、石田満・商法Ⅳ（保険法）〔改訂版〕284 頁（1995 年・青林書院）、西島梅治・保険法〔第三版〕327 頁（1998 年・悠々社）、山下友信「生命保険金請求権取得の固有権性」現代の生命・傷害保険法 51 頁以下（1999 年・弘文堂）等。

あり、確立された判例である²⁾。そしてこのような理解から、最判平成 14 年 11 月 5 日民集 56 巻 8 号 2069 頁は、「死亡保険金請求権は、被保険者の死亡時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価の関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであって、死亡保険金請求権が実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることできない」として、相続人から保険金受取人に対する遺留分減殺請求（平成 30 年改正前民法）を棄却した。

民法 903 条 1 項も、特別受益の対象を「遺贈」または「贈与」された財産としているのであるから、保険金受取人の指定変更が遺贈または贈与に当たるとはいえないとすれば、死亡保険金請求権ないし死亡保険金そのものを特別受益として持戻しを主張することはできないということになる。しかしながら、学説においては従来、保険金受取人の指定を生前贈与³⁾ 又は遺贈ないし死因贈与に準ずる無償処分⁴⁾ とみることにより、死亡保険金請求権を特別受益に含めるべきとする見解も有力に主張されてきた⁵⁾。支払った保険料と受領した保険金とは等価ではないとしても、実質的にみれば贈与に類する性質があり、相続人間の公平を考慮すべき場合がありうるからである⁶⁾。

最決平成 16 年 10 月 29 日民集 58 巻 7 号 1979 頁は、遺産分割協議における具体的相続分額の算定にあたって、共同相続人である子の一人が受領した死亡保険金等を特別受益として持戻しの対象とすべきかが争われた事案において、死亡保険金等は民法 903 条 1 項に規定する遺贈又は贈与に当たらないとの原則論を示したうえで、「保険金受取人である相続人その他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法 903 条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情」がある場合には、例外的に、民法 903 条の類推適用によって特別受益として持戻しを認める余地があると判示している。その後の下級審裁判例や家裁の審判実務においては、遺留分算定の基礎財産を算定するにあたっては、前掲最決平成 16 年の判断枠組みに従い、特別受益に準じて死亡保険金の持戻しが認められる余地があるという理解が定着している⁷⁾。

本件は、前掲最決平成 16 年と同じく、相続人間で保険金の特別受益性に関する事案であるから、同判例が示した民法 903 条の類推適用を認めるべき特段の事情の有無について検討することもできたように思われるが、本判決はこの点には特に言及していない。その理由については、判決文上は判然としないが、X 側がそもそもそのような主張をしていないか、本件簡易生命保険と本件 C 社保険の保険金の合計額は 750 万円であり、遺産総額に占める保険金額の割合が小さかつ

2) 大判昭和 10 年 10 月 14 日新聞 3909 号 7 頁、最判昭和 40 年 2 月 2 日民集 19 巻 1 号 1 頁等参照。

3) 山下・前掲論文 78 頁、竹濱修「保険金受取人の死亡と相続」新版生命保険の法律問題（金判 1135 号）83 頁（2002 年）、高木多喜男「相続の平等と持戻制度－生命保険金と死亡退職金の場合」加藤一郎先生古希記念・現代社会と民法学の動向（下）448 頁以下（1992 年・有斐閣）等。

4) 大森忠夫「保険金受取人の地位」大森忠夫＝三宅一夫・生命保険法の諸問題（1958 年・有斐閣）59 頁、藤田友敬「保険金受取人の法的地位（二）」法協 109 巻 6 号 1042 頁（1992 年）等。

5) 甘利公人ほか・ポイントレクチャー保険法〔第 4 版〕233 頁（2025 年・有斐閣）等参照。

6) 甘利ほか・前掲書 233 頁、山下・前掲論文 95 頁以下等。

7) 特別受益の持戻しが認められた事例として、東京高決平成 17 年 10 月 27 年家月 58 巻 5 号 94 頁、名古屋高決平成 18 年 3 月 27 年家月 58 巻 10 号 66 頁等がある。否定された事例として、広島高決令和 4 年 2 月 25 日（原審：広島家審判令和 3 年 12 月 17 日）等がある。

たためと推察される⁸⁾。本件簡易保険はいわゆる貯蓄性商品であり、X の主張によれば、保険金 700 万円のうち 695 万 871 円が亡 A が生前払い込んだ保険料である。前掲最決平成 16 年の事案における養老保険契約および養老生命共済契約に基づく保険金・共済金も同様の性質を有しているところ、前掲最決平成 16 年は特段の考慮を行っていないし、特段の事情の存否を判断するにあたって保険料と保険金額の等価性は考慮していない。しかしながら、実質的判断としては、このような貯蓄性の高い保険契約に基づく保険金の受取人変更は贈与の性質が強く、被相続人の責任財産の移転を伴うものであることからすれば、本件各保険金を特別受益として認める余地もあったのではなかろうか。

また、本件簡易保険の未払利益配当金及び前納保険料払戻金についても、保険金受取人が固有の権利として取得するとした判断にも疑問がある。約款上、未払利益配当金については、被保険者が死亡し、死亡保険金が支払われる場合には死亡保険金受取人に支払うものとされており、また、前納保険料払戻金も死亡保険金が支払われる場合には、これと同時に支払うものと規定されている。本判決の判断は、同規定に依拠したものであろうが、同規定は、本来保険契約者に支払われるべきものが便宜上、死亡保険金受取人に支払うことを定めているに過ぎず、保険金受取人に固有権性を付与するための規定であると解することはできない。本件簡易保険の未払利益配当金及び前納保険料払戻金は、その性質上、保険契約者兼被保険者である被相続人に帰属すべき財産であり、被相続人の遺産（相続財産）として処理されるものと解すべきである⁹⁾。

(2) 遺言による受取人変更（反訴請求）

① 遺言による受取人変更の可否

Y は、反訴請求において、本件遺言により、本件 C 社保険の保険金受取人は Y に変更されたと主張し、原判決および本判決ともに、Y の主張を認めている。なお、本件各契約はいずれも保険法施行前に締結されたものであるため、本判決が修正したとおり、保険法が直接適用されるわけではなく、平成 20 年改正前商法下での判例理論が妥当するところ、本件遺言のように、保険金を「相続させる」等、不明確な遺言を保険金受取人変更の趣旨と解すべきかについては、従来議論があるところである。

平成 20 年改正前商法においては、遺言による保険金受取人変更の可否について具体的規定は置かれていないが、本判決は同法の下でも遺言による変更が認められることを確認している¹⁰⁾。とくに保険契約者と被保険者が同一人である場合においては、一般的な保険契約者の意識として、保険金と相続財産と区別しないことも多いことから、遺言により相続財産を処分する際に、

8) 奥田有「本件判批」事例研レポ 370 号 10 頁（2024 年）。

9) 奥田・前掲判批 11 頁（尾崎悠一教授コメント）。さいたま家審令和 5 年 2 月 1 日 2023WLJPCA2016001 は、保険金受取人が受領した保険金のうち、疾病入院保険金と特別還付金については、「その性質上、被保険者である被相続人自身がその受取人となるべき保険金であったと認められるから、これらの保険金については、被相続人の遺産に含まれるものと解するのが相当である」としている。

10) 受取人変更を遺言事項と解した場合、平成 20 年改正前商法の事案か保険法の事案かで実質的な差異はないが、保険法 44 条 1 項が「遺言」の有効性をストレートに要求していることとは異なり、平成 20 年改正前商法下では、受取人変更は相手方のない一方的意思表示で足りると解されていることからすれば、「遺言の場を借りた意思表示」と解する立場では、遺言の形式的要件を満たしていない場合でも受取人変更の効力が認められる余地がある点で異なり得る。最判昭和 62 年 10 月 29 日民集 41 巻 7 号 1527 頁等。

保険金（死亡保険金）も合わせてすることも多いであろうし、一定の場合には、保険金受取人の変更を秘密にする手段として遺言を利用することもあることを考えると、遺言による保険金受取人変更を認めること自体には合理性があるといえる¹¹⁾。

遺言事項は法定されているため（民法 960 条）、明文の規定がなければ遺言による変更はできないのではないかと疑問も生じうるが、平成 20 年改正前商法においては、保険金受取人の変更は、保険契約者の一方的意思表示によってその効力を生じるものと解されており¹²⁾、その理解を前提として、受取人変更の意思表示が「外部から明確に確認できるものである限り」、遺言による変更も許容されるものとする下級審裁判例が多くみられる¹³⁾。学説も基本的にこのような立場を支持する¹⁴⁾。保険法 44 条 1 項は、遺言による保険金受取人の変更ができることを明文化しているが、いずれにしても、遺言の趣旨が不明確な場合にはなお死亡保険金請求権の帰属をめぐる紛争が生じることがあり得る。

② 本件遺言の解釈

本件遺言の内容は、亡 A は、不動産や預金等の財産を列挙して Y に「相続させる」としたうえで、「簡保及び C 社の保険金」を挙げる内容となっていたところ、本判決は、本件遺言を保険金受取人を Y に変更する意思表示と認めている。

一般に、遺言は相手方のない一方的意思表示であるため、遺言内容の解釈にあたっては主観的解釈が許容される。最判昭和 58 年 3 月 18 日判時 1075 号 11 頁は、「遺言の解釈にあたっては、遺言書の文言を形式的に判断するだけではなく、遺言者の真意を探究すべきものであり、遺言書が多数の条項からなる場合にそのうちの特定の条項を解釈するにあつても、単に遺言書の中から当該条項のみを他から切り離して抽出しその文言を形式的に解釈するだけでは十分ではなく、遺言書の全記載との関連、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などを考慮して遺言者の真意を探究し当該条項の趣旨を確定すべきものであると解するのが相当である」と判示しており、その後の判例も基本的にこの立場を採る¹⁵⁾。ただし、主観的解釈を認めるといっても、文言を離れて遺言者の主観のみをもって遺言内容の確定を認めるものとはまではないのであって、遺言書に示された表示内容を基準に、その意味を遺言書全体の文脈から確定するという趣旨と解するのが妥当であろう¹⁶⁾。

遺言の記載が不明確であるために、保険金受取人の変更の趣旨と解釈できるか否かが問題となるケースでは、第三者である保険者が債務を履行すべき相手方を決定するという利益を考慮

11) 山下友信・保険法（下）317 頁（2022 年・有斐閣）。

12) 前掲最判昭和 62 年 10 月 29 日。

13) 東京高判平成 10 年 3 月 25 日判タ 968 号 129 頁（原審：東京地判平成 9 年 9 月 30 日金判 1029 号 28 頁）等。

14) 大森忠夫「保険金受取人の指定と包括遺贈」論叢 78 巻 3=4 号 230 頁等。なお、遺言による受取人変更を認めるための解釈論については対立が見られる。受取人変更の意思表示は相手方のない意思表示であると解して、受取人変更を遺言事項と解する立場（山下・前掲注 1）書 10 頁、山本哲生・ジュリ 1157 号 113 頁（1999 年）等）と、受取人変更は遺言事項ではないが、「遺言の場を借りた受取人変更の意思表示」として効力を認めるべきとする立場（大塚英明・生命保険判例百選（増補版）217 頁（1988 年）、岡田豊基・事例研レポ 137 号 7 頁（1998 年）等）がある。

15) 最判平成 5 年 1 月 19 日民集 47 巻 1 号 1 頁、最判平成 17 年 7 月 22 日裁判集民事 217 号 581 頁。

16) 潮見佳男・詳解相続法 364 頁（2018 年・弘文堂）。

する必要がある。遺言の内容が不明確である場合には、保険者が二重払のリスクを負うことになるからである¹⁷⁾。また、前述した保険金請求権の固有権性を前提とすると、保険契約者が任意に処分できる財産ではないから、有効性を欠く遺言とも解されうる。問題は、どこまで保険契約者（兼被保険者）の真意を探究して、保険金受取人変更とする解釈を許容するかである。

下級審裁判例をみると、遺言において保険金受取人の変更である旨が明確に記載されていないケースのうち、全財産を遺贈する旨の遺言内容については、保険金受取人変更の意思表示があったとは認められないとする傾向にあるようである¹⁸⁾。一切の財産を生前世話になった保険契約者の妹に取得させるとした遺言につき、妹とのその家族の看病を受け、妹に対する感謝の気持ちが強いこと（相続人である子からは夫婦の離婚後電話や訪問を受けたことがないこと）を考慮して、簡易生命保険契約の受取人変更であることを認めた事例¹⁹⁾がある。この判決は、公正証書遺言によって示された保険契約者の最終的・確定的意思を尊重しない結果となるのは妥当とはいえないとしたが、遺言外の特別な事情を考慮したものであり、一般化されるべきものとはいえないであろう²⁰⁾。

これに対して、文言上、受取人変更であることが明確であったようなケース²¹⁾は当然として、そうでない場合でも「保険金」を「特定人」に取得させる意思が明白であるようなケースについては、どの保険契約についてどのように変更するか明確でない場合でも、比較的弾力的に保険金受取人変更が認められているようである²²⁾。では、本件のように保険金を「相続させる」という遺言がなされた場合についてはどうか²³⁾。

一般に、「相続させる」旨の遺言については、判例は、遺産分割の方法（民法 908 条）を定めたものと解しており、遺産分割手続をすることなく当然に特定の遺産を特定の相続人に移転させる趣旨と解しているが²⁴⁾、本判決はこの点は結論に影響しないものとしている。遺言に記載

17) 矢野慎治郎「遺言による受取人変更」新しい保険法の理論と実務 130 頁（2008 年・経済法令研究会）は、このような懸念から、大量の保険契約を取り扱う保険者に過大な負担となるとし、取引安全の観点から、受取人変更である旨が遺言に明示されていなければ、遺言による受取人変更の効力を認めるべきではないとする。

18) 大阪地判昭和 56 年 6 月 26 日文研生命保険判例集 3 巻 87 頁、東京高判昭和 60 年 9 月 26 日金法 1138 号 37 頁、名古屋地豊橋支判平成 12 年 11 月 27 日生判 12 巻 579 頁（控訴審：名古屋高判平成 13 年 7 月 18 日生判 13 巻 573 頁）、東京地判平成 17 年 8 月 30 日生判 17 巻 650 頁等。なお、神戸地判昭和 62 年 10 月 28 日文研生命保険判例集 5 巻 159 頁は、「契約に基づく保険金及び所持金全部を遺贈する」旨の公正証書遺言につき、受取人変更であると認めている。

19) 京都地判平成 18 年 7 月 18 日生判 18 巻 489 頁。

20) 山下典孝・金判 1250 号 47 頁（2003 年）は、このような解釈を導くことは妥当でないとする。

21) 東京地判平成 9 年 9 月 30 日金判 1029 号 28 頁（控訴審：東京高判平成 10 年 3 月 25 日判タ 968 号 129 頁）。

22) 神戸地判平成 15 年 9 月 4 日生判 15 巻 543 頁は、遺言の記載が、複数の生命保険契約のうちどの受取人を変更するものか、明確でないものであったが、遺言の記載から推測される保険契約者の合理的意思として、各死亡保険金額に応じた按分額について、保険金受取人を変更する趣旨の記載と解した。

23) 「生命保険契約を相続させる」との遺言については、保険契約者の変更と解する余地もある（若林雅満・事例研レポ 250 号 6 頁（2011 年））。大串淳子＝日本生命保険生命保険研究会編・解説保険法 148 頁〔渡橋健〕（2008 年・弘文堂）は、保険金受取人や保険者に不測の影響を及ぼすおそれがあるとして、それだけでは遺言による保険金受取人の変更と解することはできないとする。本件では「保険金を相続させる」という文言であり、保険金受取人の変更とみて差し支えないものと思われる。

24) 最判平成 3 年 4 月 19 日民集 45 巻 4 号 477 頁等。

した者に保険金を取得させる意思が明確であることを考慮すれば、保険金受取人の変更と解してよい場合が多いであろうし、本件においても、本件簡易保険および本件 C 社保険の保険金を Y に受領させたいとする亡 A の意思は明確であるから、受取人変更を認めた本判決の判断は、従来の裁判例の傾向と整合的である²⁵⁾。しかしながら、保険契約者の意思として明白であるのは、最終的に保険金が指定した者に受領されることのみであり、遺産分割の方法や保険金の配分方法の指定と解すべき場合と区別することは容易でないという問題があることは否めない²⁶⁾。

(3) むすびに代えて

以上、検討したとおり、本判決の本訴にかかる判示には若干の疑問があるが、反訴にかかる判示には賛成したい。特別受益の該当性や保険金受取人変更の有効性など、保険契約者（兼被保険者）の意思表示が不明確な局面では、できるかぎりその真意を探究することが望ましいことはいうまでもないが、その反面、本件のように保険金の帰属をめぐり、相続人間の紛争が生じることは少なくないものと思われる。その際、第三債務者である保険会社の二重払のリスクをどのように考えるかは、迅速な保険金支払との関係でも無視できない問題であり、簡単に付言しておきたい。

前掲京都地判平成 18 年は、「保険者は、保険金受取人の指定がなされなかったとした場合に保険金を請求できる者に対して訴訟告知をすることにより二重払の危険を避けることができ」とし、同事案の中では実際に保険会社が訴訟告知を行っているが、訴外において迅速かつ正確に保険金を支払うことが求められる状況の中では限界もあり、客観性や明確性が必要である²⁷⁾。保険会社が債権者不確知を理由に供託をすること（民法 494 条 2 項）に対しても、実務的には必ずしも供託が容易に認められないこともあるとの指摘もある²⁸⁾。遺言内容が不明確である場合の他、本件のように請求が競合しているような場合には、債権者不確知として供託が認められてよいと思われるが²⁹⁾、不明確さがあることは課題であろう。

以上

25) 東京地判平成 21 年 6 月 30 日生判 21 巻 468 頁（控訴審：東京高判平成 22 年 2 月 4 日生判 22 巻 48 頁）は、「保険金 Y 証券番号〔略〕〔略〕共済証券番号〔略〕保険金二社全額を X 氏（原告）が相続する事」とする遺言について、保険契約者は、原告に対し、保険金等の全額を取得させようとしていたことが明らかであり、自分が死亡した場合に支払われる死亡保険金請求権を直接原告に取得させるという趣旨を、遺言書の上で「相続する事」と表現したものとして解するのが相当であるとした。

26) 福岡地判平成 20 年 5 月 30 日生判 20 巻 304 頁（控訴審：福岡高判平成 21 年 8 月 27 日生判 21 巻 541 頁）は、「妻受取後かならず、父に、渡してください」等の文言のある遺言につき、受取人変更ではなく、保険金の配分方法の指示と認定している。保険契約者の「真意」という意味でどの程度の違いがあるかは疑問の余地もあろう。対保険会社の関係においては、このように解する方が妥当であるように思われる。

27) 長谷川仁彦「保険金受取人変更の意思表示と効力の発生」中西正明先生喜寿記念論文集・保険法改正の論点 256 頁（2009 年・法律文化社）は、保険者は保険契約者の真意を探究できないことを指摘する。山田拓広「本件原審判批」事例研レポ 370 号 19 頁（2024 年）も過度に真意の探究はすべきではないとする。他方で、若林・前掲判批 8 頁は、遺言書の記載から遺言による保険金受取人の変更が推認できるような場合には、遺言者の真意に応じていくような対応が期待されるとする。

28) 山田・前掲判批 21 頁（竹瀝修教授追加説明）。

29) 山田・前掲判批 20 頁。供託が認められた事例として、東京地判平成 10 年 11 月 13 日生判 10 巻 447 頁、東京高判平成 16 年 10 月 20 日生判 16 巻 828 頁（原審：東京地判平成 16 年 5 月 26 日生判 16 巻 337 頁）。